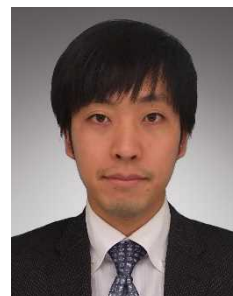


ミャンマーにおける新たな商標出願 制度の概要

秋山国際特許商標事務所
(元ジェトロ・バンコク事務所)

石川勇介
(日本弁理士)



石川氏は、大手医療機器メーカーの研究・開発部門勤務後、弁理士資格を取得して秋山国際特許商標事務所に入所。その後、弁理士会を通じて日本貿易振興機構（ジェトロ）に出向し、ジェトロ・バンコク事務所に約1年6か月間駐在。主に東南アジアでの知財制度に関する情報の調査・広報、日本企業の模倣品対策を中心とする知財活動の支援を行う。2018年4月より帰国し、同事務所にて勤務。

■概要

ミャンマーにおいて、最近公開された新知的財産法案に基づく商標登録出願の手続は、主に出願、方式審査（第1の審査）、公開、異議申立て（第2の審査）、登録（拒絶）の手順で進められる。権利期間は出願の日から10年間存続し、10年毎に何度でも更新することができる。

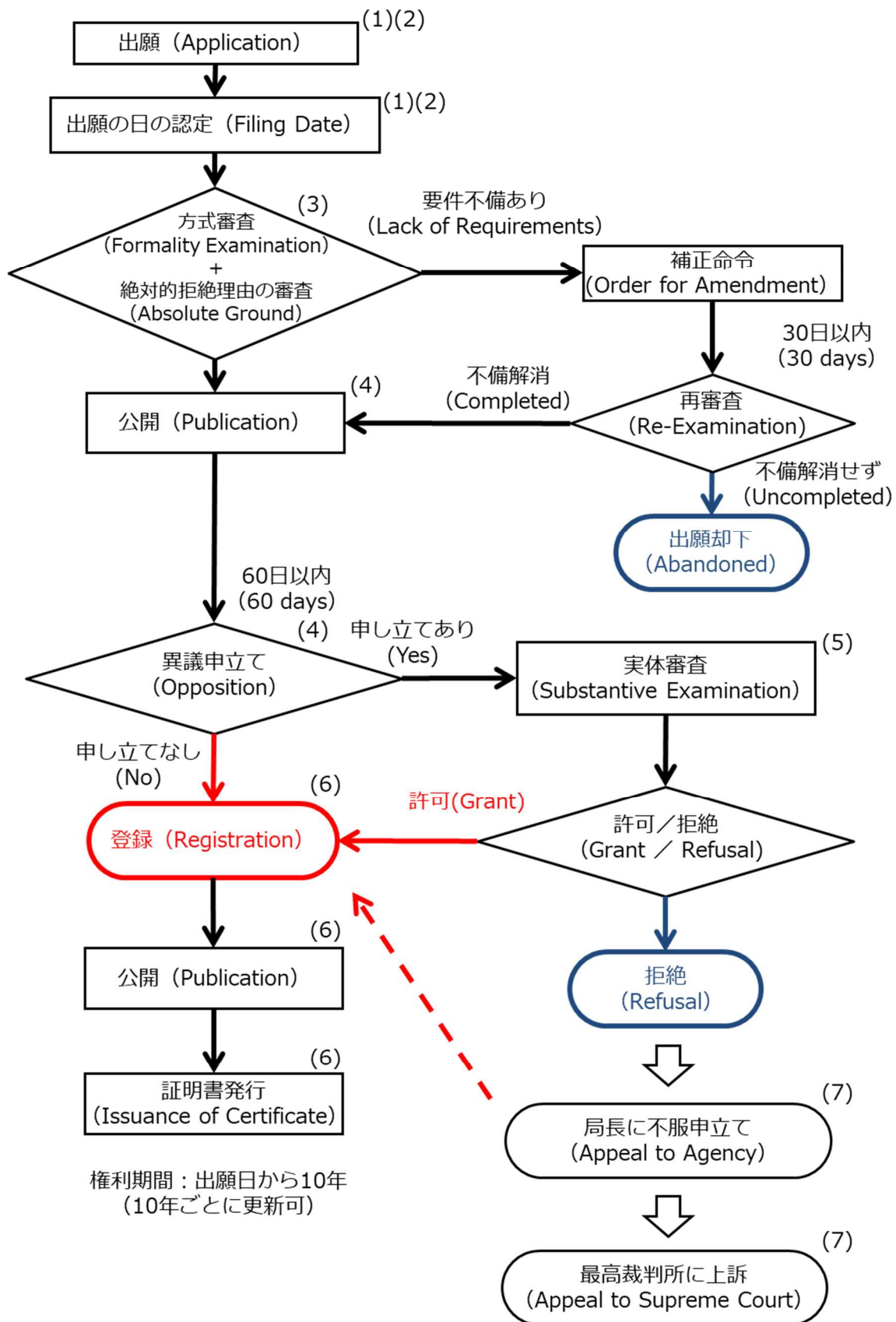
■詳細および留意点

これまでミャンマーには、商標法が存在せず、商標所有宣誓書を登記し、新聞広告することが慣習となっていた。一方、最近の新たな動きとして、ミャンマーでは、2017年7月に新知財法案（商標法案、著作権法案、意匠法案、特許法案）が国営新聞にて公開され、議会に提出された。その後、商標法案については2019年1月に法案成立となった。現時点では、最終的な商標法の内容が公開されておらず、規則・ガイドラインについては策定されていない状況である。

そのため、本稿の内容は、2017年7月に公開された商標法案の内容、および知的財産権を所管するミャンマー教育省・ミャンマー法律事務所等から得られた最新情報に基づいて解説している点について、ご留意頂きたい。

ミャンマーにおける商標出願手続の流れに関し、次ページにフローチャートを示す。チャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。

商標の出願手続きフローチャート ※筆者作成



(1)商標登録の出願（商標法第12条～第19条）

- ・出願は、ミャンマー語または英語によって行うことができる。一方で、登録官は他方の言語への翻訳を要求することができる。出願人は、提出する翻訳書類が正しい旨を署名しなければならない。
- ・出願人が、所定の料金を支払い、出願に必要な書類（登録の申請、出願人の氏名および住所、代理人の氏名および住所、明確かつ完全な標章の記載、国際分類（二一ス国際分類）によって分類された指定商品または指定役務）を提出することで、出願の日が認定される。
- ・出願人は、所定の料金を支払うことで、誤記の補正、指定商品または指定役務の減縮をすることができる。

(2)優先権（商標法第14条、第28条～第30条、第92条）

・パリ条約に基づく優先権主張および博覧会出品に基づく優先権主張が認められる。また「法施行前に登記法の下、登記所で登録された標章の所有者は、登記商標に関する権利を享受するために商標の出願を行うことができる」との経過措置が規定されている。そのため、既に登記された商標に対して所定の条件を満たせば、新商標出願の際に「優遇措置（優先権）」が与えられる見込みである。一方で、登記商標の所有者が、新商標出願の受付開始日から所定期間内に（移行期間内に）商標出願を行わない場合には、当該優遇措置（優先権）を享受できなくなる。

(3)方式審査および絶対的拒絶理由の審査（商標法第10条、第14条、第20条）

- ・審査官は、出願に対し方式要件を満たしているか、絶対的拒絶理由（識別力無し、公序良俗違反等）に該当しないかを審査する。審査官は、当該出願が方式要件に違反している、または絶対的拒絶理由に該当すると判断した場合には、出願人に対して要件の不備がある旨の補正命令を通知する。
- ・補正命令の受領後30日以内に、出願人が補正および必要な手続を怠った場合には、当該出願は却下される。

(4)公開および異議申立て（商標法第 22 条、第 23 条～第 25 条）

- ・商標登録の出願は、方式審査、実体審査（絶対的拒絶理由）を経て、情報公開および異議申立てのために公開される。
- ・何人も商標登録の出願に対し絶対的、相対的拒絶理由に基づいて異議申立てをしたい場合には、当該出願の公開後 60 日以内に当該異議申立ての書類を提出しなければならない。
- ・異議申立てがあった場合には、登録官は商標出願人に対しその旨を通知し、反論の機会を与えた上で実体審査を行い、登録の可否を判断する。

(5)実体審査（商標法第 10 条、第 11 条、第 25 条）

- ・異議申立てがあった場合には、登録官は、異議申立てがなされた絶対的、相対的拒絶理由の内容について審査する。
- ・相対的拒絶理由の内容としては、①他人の登録商標と同一または類似の商標を同一または類似の商品・サービスに使用することで、第三者を誤認させるおそれがある場合、②善意ではなく商標登録の出願をする場合、③周知商標と同一または類似の商標を同一または類似の商品・サービスに使用することで、第三者を誤認させるおそれがある場合等が規定されている。

(6)登録および証明書発行（商標法第 25 条）

- ・登録官は、出願に対して期限内に異議申立てがない場合には、商標の登録を許可することができる。または、異議申立てがあった場合に実体審査を行い、商標の拒絶をすることができる。
- ・登録官は、登録の許可または拒絶を登録簿に記録し、出願人にその旨を通知する。商標を登録する場合には、商標の登録証明書を発行する。

(7)不服申立て（商標法第 63 条～第 64 条）

- ・登録官の決定に不服のある者は、局長に対して不服申立てを行うことができる。また、局長の決定に不服がある場合には、最高裁判所によって管轄を付与された裁判所に対して上訴することができる。

(8)商標権の権利期間および更新（商法第 31～32 条）、移転およびライセンス（同法第 39～47 条）

- ・商標の権利期間は出願の日から 10 年で、10 年ごとに所定の料金を支払った上で何度でも権利を更新することができる。
- ・商標権の所有者は、第三者に対し商標権の移転のための申請を行うことができる。また、商標権の所有者は第三者に対しライセンスすることができる。知財局の登録簿に登録されていないライセンスは、効力を有しない旨規定されている。

(9)無効および取消（商標法第 48～50 条）

- ・登録商標に対し絶対的、相対的拒絶理由が存在する具体的な証拠がある場合、または商標の定義を満たさない具体的な証拠がある場合には、利害関係人からの請求に基づいて、登録官は登録の無効（Invalidation）を宣言しなければならない。
- ・相対的拒絶理由に基づく無効請求は、善意で登録されたものである場合には、登録日から 5 年経過後は請求することができない。
- ・登録商標が、①登録日から 3 年以内に使用されていない場合、②登録商標が 3 年連続で使用されていない場合、③登録商標が普通名称化、慣用名称化した場合等には、利害関係人からの請求に基づいて、登録官は登録の取消（Cancellation）を宣言しなければならない。
- ・使用の証拠が必要な場合には、商標権の所有者がその立証の責任を有する。

■ソース

1. ミャンマー商標法案

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）